# 臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令 （令和二年政令第三百六十六号）

臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

###### 四

学校教育法に基づく大学（同法に基づく短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において法第二条に規定する検査並びに法第十一条に規定する採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めて卒業した者（前三号に掲げる者を除く。）

# 附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

##### ２

次の各号のいずれかに該当する者は、この政令による改正後の臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号又は第四号に掲げる者に該当する者とみなして、臨床検査技師等に関する法律第十五条の規定を適用する。

###### 一

この政令の施行の際現にこの政令による改正前の臨床検査技師等に関する法律施行令（次号において「旧令」という。）第十八条第三号に掲げる者に該当する者

###### 二

この政令の施行の日前に臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第一号に規定する大学又は臨床検査技師等に関する法律第十五条第一号の規定により指定された学校若しくは臨床検査技師養成所（以下「大学等」という。）に在学し、同日以後に旧令第十八条第三号に掲げる者に該当することとなった者（同日以後に大学等に入学し、当該大学等において、同号に規定する同法第二条に規定する生理学的検査並びに同法第十一条に規定する採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めた者を除く。）